

- ① 受験願書に写真を添えて、富山県土木部河川課業務係まで持参又は郵送すること。
- ② 写真（縦6 cm×横4 cm）は、出願前6月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。
- ③ 受験願書には、受験手数料として富山県収入証紙 8,100円分を貼り付けること。（証紙は消印せず、重ねて貼らないこと。）

イ 受付期間

令和5年10月2日（月）から10月19日（木）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みの場合は、令和5年10月19日（木）までの消印があるものを有効とする。

(2) 電子申請の場合

ア 申込方法

- ① 富山県電子申請サービスの「砂利採取業務主任者試験の受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信すること。
- ② 写真（縦6 cm×横4 cm）の画像データは、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、ファイル形式は jpeg、jpg 又は png のものをアップロードすること。
- ③ 申請完了後に送付されるメールに支払用 URL が記載されるので、メールの案内に従い、受験手数料として 8,100円をクレジットカード又はページーで納付すること。

イ 申込期間

令和5年10月2日（月）から10月19日（木）まで

- ※ 受験手数料の支払期限は支払い可能になってから3日後の23時59分まで。
支払期限内に納付を完了しない場合、申込みは受理しない。

3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年8月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

マイプラザ 富山市堀川町 355番7

2 店舗を設置する者 株式会社 R&H

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時及び午後9時

(変更後) 24時間 ほか

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後10時

(変更後) 24時間

4 変更の日 令和5年8月1日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 店舗において小売業を行う者 株式会社大創産業 ほか

(2) 店舗面積の合計 12,817㎡

(3) 店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

敷地平面1箇所、建物屋上1箇所／967台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物1階北西側1箇所、建物1階北東側1箇所、建物外東側1箇所／60台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物内南東側／75m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

①建物内南側／35.10m³、②建物内南側／56.75m³

(4) 店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5箇所／敷地北西側、西側、南側、北側

6 届出の日 令和5年7月24日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年8月7日から令和5年12月7日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

